（厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「平成八年改正法第二条の規定による改正後」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正後」に改め、同条第二号中「国家公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成九年大蔵省令第二十号）を「国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第七十三号）に、「第二十条第一項」を「第七条」に、「平成九年改正省令」を「平成二十七年改正省令」に、「による改正後」を「第一条の規定による改正後」に改める。

第四条第一項の表以外の部分中「第百十七条の二から第百二十二条まで」を「第百二十四条から第百二十六条の四まで」に改め、同項の表第二十三条第三号の項を次のように改める。

第二十三条第三号	長期経理（平成九年省令第五条第一号に規定する長期経理をいう。以下同じ。）における給付
	短期経理における給付及び法第百条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金（短期給付及び介護納付金に係るものに限る。）との割合

第四条第一項の表第五十条各号列記以外の部分の項中「第七号」を「第七号に掲げる経費」に改め、同表第百十七条の二第六号の項中「第百十七条の二第六号」を「第百二十四条の二第六号」に改め、同表第百十九条第二項の項中「第百十九条第二項」を「第百二十六条第二項」に改める。

第五条中「改正前国共済法」を「平成八年法改正前国共済法」に改める。

第七条中「国共済法施行規則」を「平成二十七年改正省令第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（以下「平成二十七年改正前国共済法施行規則」という。）」に、「、第八十五条の二の四及び附則第七項」を「及び附則第七項並びに国家公務員共済組法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第十八号）による改正前の国家公務員共済組合法施行規則第八十五条の二の四」に改める。

第十二条第二項中「第百十九条から第百二十一条まで」を「第百二十六条から第百二十六条の三まで」に、「第百二十二条第三項」を「第百二十六条の四第三項」に、「第百十七条の二第六号」を「第百二十四条の二第六号」に改める。

第十四条第一項の表以外の部分中「第九十六条、」を「第九十六条の規定並びに平成二十七年改正前国共済法施行規則」に、「第百十四条の六第三項」を「第百十四条の三の七第四項」に改め、「第百十四条の二十八の三第二項」の下に「、第百十四条の二十九」を加え、「、第百十四条の四十二第二項」を削り、「この場合において、」の下に「平成二十七年改正前国共済法施行規則の」を加え、「国共済法施行規則の」を「平成二十七年改正前国共済法施行規則の」に改め同項の表第九十六条の項を削る。

第十四条第一項の表第百十四条第一項第七号の項を次のように改める。

第百十四条第一項第七号	配偶者が	配偶者が厚生年金保険法による老齢厚生年金（その年金額の算定の基礎となる被保険者期間又は旧適用法人施行日前期間が二十年以上であるものに限る。）若しくは障害厚生年金又は

		組合員期間又は旧適用法人施行日前期間
		若しくは令（平成九年経過措置政令第十二条第二項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の令をいう。以下同じ。）第十一条の七の四又は令第十一条の七の四

第十四条第一項の表第百十四条第四項の項の次に次のように加える。

第百十四条第八項第三号	障害共済年金又は	厚生年金保険法による障害厚生年金又は障害共済年金若しくは

第十四条第一項の表第百十四条の三第二項の項及び第百十四条の三の三第二項の項中「その者」を「当該対象者」に改める。

第十四条第一項の表第百十四条の三の四第一項第三号の項を削り、第百十四条の三の四第一項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第百十四条の三の四第一項第四号	障害共済年金又は	厚生年金保険法による障害厚生年金又は障害共済年金若しくは

第十四条第一項の表第百十四条の三の六第一項各号列記以外の部分の項中「第百十四条の三の六第一項各号列記以外の部分」を「第百十四条の三の七第一項各号列記以外の部分」に改める。

第十四条第一項の表第百十四条の三の六第二項第一号の項中「第百十四条の三の七第三項第一号」を「第百十四条の三の七第三項第一号」に改める。

第十四条第一項の表第百十四条の十第一項第四号の項中「第十六条の二」を「第十六条」に、「同条第二号ロ」を「同項第二号ロ」に、「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下単に「地方公務員等共済組合法」という。）」に改める。

第十四条第一項の表第百十四条の十五第二項の項及び第百十四条の十六の二第二項の項中「その者」を「当該配偶者」に改める。

第十四条第一項の表第百十四条の二十二第一項第四号の項中「第十六条の二」を「第十六条」に、「同条第二号ロ」を「同項第二号ロ」に改める。

第十四条第一項の表第百十四条の二十六第二項第八号の項を次のように改める。

第百十四条の二十六第二項第八号	組合員又は組合員であつた者が組合員期間等のうち組合員期間	旧適用法人施行日前期間を有する者が旧適用法人施行日前期間
	管掌機関	実施機関

第十四条第一項の表第百十四条の二十九第一項第一号の項及び第百十四条の二十九第三項の項を削る。

第十四条第一項の表第百十四条の四十二第一項各号列記以外の部分の項中「各号列記以外の部分」を削る。

第十四条第一項の表第百十四条の四十二第一項第一号の項中「第百十四条の四十二第一項第一号」を「第百十四条の四十二第二項第一号」に改める。

第十四条第一項の表第百十四条の四十二第一項第四号の項中「第百十四条の四十二第一項第四号」を「第百十四条の四十二第二項第四号」に改める。